

令和8年度男性DV被害者窓口啓発WEB広告業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度男性DV被害者窓口啓発WEB広告業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

3 業務の目的

本県では、男性DV被害者専用の電話相談窓口を令和8年度に設置する予定である。

当該窓口を広く周知するとともに、DV被害は性別を問わないことを周知し、併せて相談に抵抗を感じる男性に相談を促すため、WEBターゲティング広告を実施する。

4 委託業務の内容

(1) WEBターゲティング広告

ア 検索サイトにおける検索結果での表示

・対象者がGoogle等の検索サイトにおいて、県において別途指定する特定のキーワードで検索した場合に、埼玉県のDV相談窓口である「埼玉県配偶者暴力相談支援センター」について、名称、電話番号並びに営業日及び営業時間が表示されるよう設定する。表示させる内容は別途指定する。

・対象者が県において別途指定する特定のキーワードで検索した場合に、男性DV被害者関連ページ（県において県ホームページ内に作成）が検索結果上位に表示されるよう設定するなど、KPI達成に向けて努めること。

イ 広告配信

・男性DV被害者関連ページへの誘導として効果的かつ効率的なWEB広告手法の企画提案を行う。

・広告掲出によるKPIを設定する。

・最終的な広告手法の決定は、県と協議の上行う。

ウ 広告実施・管理

・広告用の文章・画像データの作成及び入稿作業を行う。

・インプレッション数、クリック数などの管理を行う。なお、設定したKPI達成後も、予算範囲内で効果が最大となるように実施すること。

・広告価値毀損問題「アドフラウド」「ビューアビリティ」「ブランドセーフティ」対策を講じる。

・月ごとに広告掲出目標を立て、結果を県に報告するとともに、目標未達の場合など必要に応じて広告手法を最適化する。

エ 効果測定

・実施した広告の分析・効果検証を行うとともに、今後の改善策の提案を行う。

(2) 追加提案取組

(1)のほか、本事業の効果を高められる効果的な取組を提案し、実施する。

5 KPI (Key Performance Indicators)

下表に掲げる項目に対するKPIは必ず設定するものとし、基準値以上の値を提案する

こと。また、提案内容に応じたK P Iを設定して提案すること。

なお、提案に際しては設定根拠を明示するとともに、下表以外に設定するK P Iを設定する場合にはその設定理由を明示すること。

区分	項目	基準値
WEBターゲティング広告	広告クリック数	10,000以上

6 成果物

- (1) 実績報告書（分析・効果検証結果を含む）
- (2) 当該業務において作成した画像や動画等のデータ一式

7 企画提案にあたって

- (1) 令和8年度に県では、本事業のほか以下の啓発を実施する予定であり、PR戦略については事業間で連携を行う予定である。
▶男性DV相談窓口啓発ポスター作成等業務委託
- (2) WEBターゲティング広告のターゲットは、主に、埼玉県に在住・在勤・在学の10代～60代の男性であり、男性DV被害者関連ページへの流入を図るものとする。
- (3) 掲出広告の媒体、配信方法、表示場所、期間、ターゲティング等は、県で定めた条件の範囲内で、最も効果的であると考えられる方法を提案する（掲出媒体は複数でも構わない）。
- (3) WEBターゲティング広告のうち、アについては契約期間内において実施、イについては4回以上行い、かつ、合計掲出期間が16週間以上となるように行うこと。
- (4) WEBターゲティング広告のうち1回は、(1)のポスターの掲出期間に合わせるものとする。なお、現時点の掲出時期は7月上旬を予定している。
- (5) WEBターゲティング広告の課金方法は、CPM課金（インプレッション単価）、CPC課金（クリック単価）、その他の方式を選択して提案可能とする。ただし、バナー広告などのCPM課金型を採用する場合には、vCPM課金型（ビューアブル・インプレッション単価）が望ましい。
- (6) 広告配信する際には、必要に応じてバナーを作成（2種以上）すること。
うち、1種は以下の仕様①及び②にて作成すること。
デザインは男性DV相談窓口啓発ポスター作成等業務委託で作成するポスターのデザインを参考に作成することが望ましい。デザインは別途県が提供する。

① 画像の形式

横240×縦200ピクセル ※比率が同じであれば、これ以上の大きさでも可能。
ファイル形式は原則「png」及び「ai」とすること。

② 注意事項

- ・十分なコントラストを確保する（4.5:1以上）
- ・文字量は少なく、より簡潔にする（スマートフォンでの表示を意識する）
- ・文字サイズは大きく、より明瞭にする（同上）
- ・著作権・肖像権等を侵害していないものであること

8 留意事項

本業務を行うに当たって次の各事項に留意すること。

- (1) 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定すること。なお、実施する業務内容については、事業者から提案された内容をもとに県と協議の上決定する。
- (2) 本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。
- (3) 業務実施にあたり必要となる一切の経費は受託者の負担とする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。
- (5) 業務の遂行にあたっては、県と十分協議・連絡をとること。

9 成果物の帰属・個人情報の取り扱い等

- (1) 委託業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。なお、著作権が発生する場合は受託者が支払うこととする。
- (2) 委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は原則として全て県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真等を使用した場合、当該写真等についてはこの限りではない。
- (3) 受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果物以外に使用する場合には、県と受託者で協議・許諾等を要するものとする。
- (4) 受託者は、県が成果物を使用するにあたり著作者人格権を行使してはならない。
- (5) 本件に使用する写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (6) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後に肖像権や個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。
- (7) 委託業務により得られた個人情報や調査データ等全てについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (8) 委託業務により得られた個人情報や調査データ等の使用、保存、処分には、機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。
- (9) 受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）の適用を受けるものとする。

10 成果物の帰属・個人情報の取り扱い等

- (1) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県及び受託者双方が協議して決定する。
- (2) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県及び受託者双方で協議し対応を決定する。